

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年12月18日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92, 133

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

675, 826

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	258,052
姫路市	139,900
尼崎市	129,317
明石市	83,730
西宮市	132,453
洲本市	12,477
芦屋市	26,712
伊丹市	55,836
相生市	8,269
豊岡市	22,712
加古川市	73,496
たつの市	21,317
赤穂市	13,422
西脇市	11,335
宝塚市	64,701
三木市	21,717
高砂市	25,178
川西市	44,269
小野市	13,208
三田市	31,228
加西市	12,342
丹波篠山市	11,614
養父市	6,680
丹波市	17,891
南あわじ市	13,292
朝来市	8,538
淡路市	12,495
宍粟市	10,647
加東市	10,796
猪名川町	8,544
多可町	5,878
稲美町	8,600
播磨町	9,444
神河町	3,249

市川町	3,466
福崎町	5,182
太子町	9,260
上郡町	4,296
佐用町	4,875
香美町	5,016
新温泉町	4,130